

➤ 環境社会配慮手続全般に関する質問

質問	回答
<p>「戦略的環境アセスメントを適用する」とありますが、具体的にはどのような取り組みを行うのですか？</p>	<p>協力準備調査のうち、セクターや地域の協力プログラム形成や事業段階より上位の調査が含まれる場合、および開発計画調査型技術協力のマスタープラン調査において、戦略的環境アセスメント(SEA)を適用します。具体的には、初期環境調査(IEE)レベルで、政策や計画の内容の検討、スコーピング、ベースラインとなる環境社会の状況の確認、影響の予測と評価、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討、緩和策の検討、情報公開やステークホルダー協議への支援などの取り組みを行います。</p>
<p>「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記ができていますが、環境ガイドラインにおける「環境社会配慮」について、JICAはどのように考えているのですか？</p>	<p>「環境社会配慮」については、「大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう。」と定義しています。</p>
<p>環境に関して JICAが行っている活動は、個々のプロジェクトの負の環境影響を確認するだけでなく、環境改善に貢献するプロジェクトの支援もありますが、このような支援はこのガイドラインのスコープに入っていないのですか？</p>	<p>環境ガイドラインにおいては、環境改善に貢献するプロジェクトの支援についても言及しています。前書きにおいて、「環境保全/改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である」と明確に記述しています。例えば、森林保全・造成、省エネ・省資源、自然環境保全、オゾン層保護等の分野に対するプロジェクトには優先条件を適用する場合があります、かかる形で環境案件を積極的に支援しています。</p>
<p>環境ガイドラインにおいては、「環境社会配慮確認」と「環境レビュー」という表現がでてきますが、これらはどのような意味で使用されているのですか？</p>	<p>JICAが行う環境社会配慮確認は、有償、無償、技プロについては、スクリーニング、環境レビュー、モニタリングの3つのステージに分かれています。即ち、「環境レビュー」とは「環境社会配慮確認」のなかに含まれています。</p>
<p>調査検討すべき環境社会影響の項目をすべて調査する必要があるのですか？</p>	<p>検討する環境社会影響の項目については、本ガイドラインにおいて幅広くあげられているものの、すべての協力事業に対してすべての項目を調査するのではなく、スコーピングによって、必要な項目に絞り込みます。</p>

<p>それぞれのプロジェクトで確認すべき項目を具体的に示すことは困難であると推測されますが、確認漏れを回避するために、どのような対策をとっているのですか？</p>	<p>JICAでは、スクリーニングフォームや環境チェックリストを十分に活用し、出来る限り漏れが生じないよう確認を行っていますが、これを補完するような対策も併せて講じています。例えば、カテゴリ Aに分類される案件について、現地でのステークホルダー協議の手續や情報公開の状況を把握することは、確認漏れを防止するために有効であると認識しており、環境ガイドライン3.2.1.(1).3.において、「情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。」旨明記し、適切な運用を心がけています。</p>
<p>第三者が、自らも証明できない情報を、プロジェクトを妨害するためにJICAに伝えてきた場合、JICAとしてはその情報をどのように扱うことになるのですか？</p>	<p>JICAとしては、第三者からの情報提供を歓迎致します。お寄せ頂いた情報のうち、情報の信頼性が確保され、且つ有意なものについては、JICAが環境配慮を行う上で参考とさせていただきます。なお、情報源が特定できないような信憑性の低い情報の確認のために多大なコストと時間をかけることは公的機関に求められる効率的な業務運営の観点から望ましくありません。ついては、情報提供に際しては、自ら証明できる、事実に基づいた正確な情報提供をお願い致します。</p>
<p>環境ガイドラインでは、環境影響評価やモニタリングは、誰が行うこととされているのですか？</p>	<p>環境影響評価やモニタリングは、それぞれのプロジェクトを最も熟知しており、かつプロジェクトに対しオーナーシップを有する相手国等が、まず行うべきであるとされています。具体的には、その透明性、客観性を確保することが重要であることから、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない」(別紙2) 2) 「環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施されている国において公開されていることが要求される」(別紙 2) 3) 「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」(別紙1(社会的合意)) 4) 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開さすよう努めなければならない」(別紙1(モニタリング)) <p>等を相手国等に求める事項として環境ガイドラインに明記しています。</p>
<p>環境影響評価書の作成までJICAは支援を行うのですか？</p>	<p>相手国等の法律に基づく評価書の作成と環境影響評価に係る手續は相手国等が行います。JICAは必要に応じて環境社会配慮調査を行い環境影響評価に必要な資料の作成を支援します。</p>

<p>環境アセスメント報告書等の作成をJICAが支援する場合はあるのですか？</p>	<p>協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款を活用しています。協力準備調査はJICAが主体的に実施し、調査・設計等エンジニアリング・サービスは相手国等が実施します。このためJICAは、協力準備調査の場合は環境アセスメント報告書等の作成を支援し、エンジニアリング・サービス借款を活用する場合は、相手国等によって作成された環境アセスメント報告書等をレビューし、環境社会配慮上の要件を満たすことを確保します。</p>
<p>どのような主体からプロジェクトの環境関連情報を収集していますか？</p>	<p>JICAは、相手国等からの情報提供により、プロジェクトに関する環境情報を収集します。JICAが環境社会配慮確認を行うにあたって、相手国等からの情報に加え、相手国等以外からの情報も重要であると認識しており、現地調査などを通じて、相手国等以外からも情報を入手するべく取り組んでおり、今後ともかかる情報収集を継続していく所存です。</p>
<p>「専門家からなる委員会を設置」(別紙1基本的事項)とありますが、これは外部専門家の意見を聴取するために、JICAが専門家委員会を設置するのですか？</p>	<p>別紙1の手続は相手国等の環境社会配慮の一環として行われるべきであると考えており、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の項目として専門家等からなる委員会の設置を規定しています。世界銀行のOP4.01においても、「カテゴリ A案件の中でも特にリスクが高い案件、論議を呼ぶ案件、又は環境に関する懸念が深刻で多方面に渡る案件の場合、借入人は通常、国際的に認められ、独立した環境専門家に諮問委員を依頼し、環境アセスメントに関係する当該案件の全側面について、助言を受けるべきである。」と借入人に求める事項としています。</p>
<p>環境社会配慮助言委員会の役割を教えてください。</p>	<p>環境社会配慮助言委員会は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいいます。カテゴリ A案件及びカテゴリ B案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行います。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行います。</p>
<p>環境レビューの結果は、どのように意思決定・合意文書において活用されることになるのですか？</p>	<p>環境レビューの結果は、合意文書への反映を含め、合意文書締結の意思決定において活用されております。また、JICAは、環境ガイドライン2.8.1.に規定している通り、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) モニタリング結果の報告 2) 問題発生時の現地ステークホルダーとの協議 3) プロジェクトの変更(停止及び期限前償還を含む)を求めることがあること <p>をプロジェクトの内容や性格に応じ、合意文書に盛りこむよう最大限努力することとしています。</p>

<p>「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものはどのような場合ですか？</p>	<p>環境社会配慮が確保できないと判断する場合として、例えば、以下のような場合が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ プロジェクトを実施しない案を含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合 ➤ 事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合 ➤ 深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合 ➤ 事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合
---	---